

申請者	証明書の種類	身分証明書以外に必要な書類
1. 本人（納税義務者）・同居親族 ※ 同居親族について、納税義務者死亡以後は、下記2に示す相続人となる。	評価・公課	【個人の場合】 なし 【法人の場合】 ●代表者印を押印した申請書 ※ 法人従業員が窓口で交付を受ける場合は、上記申請書のほかに社員証等 ●従業員又は代理人が窓口で申請書に記入する（申請書に代表者印の押印がない）場合、代表者印が押印された委任状
2. 相続人・包括受遺者	評価・公課	【相続人の場合】 ●戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、除籍謄本（除籍全部事項証明書）、遺産分割協議書等 ※1 納税義務者死亡の事実及び納税義務者との相続関係が確認できる書類 ※2 親が相続人となる（子がいらない）場合、上記※1のほかに被相続人の出生又は16歳から死亡までの戸籍謄本 ※3 兄弟姉妹が相続人となる（親と子がいらない）場合、上記※1・2のほかに親の死亡の事実が確認できる書類 【包括受遺者の場合】 ●遺言書（公正証書によらない場合は、家庭裁判所の検認（民法第1004条）を受けたものに限る。）
3. 賦課期日（1月1日）以降の所有者	評価・公課	●登記事項証明書又は登記済証 ※1 登記簿上の所有者になったことが確認できる書類 ※2 上記※1の提示がない場合、売買契約書（契約内容によっては、売買契約書のほかに売渡証書等）
4. 宅地建物取引業者	評価・公課	●証明書取得の委任事項が記載されており、かつ、有効期限が切れていない媒介契約書。ただし、媒介契約書に記載のある固定資産に限る。
5. 弁護士・司法書士	評価	●全国統一様式（職印の押印、地番、地積及び所有者の記載のあるもの） ※使用目的の追記等はできません。
6. 競落人	評価	●代金納付期限通知書（競売）又は売却決定通知書（公売）
7. 競売申立人	公課	【任意競売の場合】 ●不動産競売申立書（案）及び不動産登記事項証明書 【強制競売の場合】 ●強制競売（又は強制管理）申立書（案）及び強制執行の旨が示された執行文、和解調書等債権債務の内容が確認できる書類
8. 仮差押・仮処分申立人	評価	●仮差押申立書・仮処分申立書及び証拠書類
9. 調停申立人	評価	●調停申立書及び証拠書類（借地契約書等）
10. 借地人・借家人	評価・公課	●賃貸借契約書等（土地の地番等が記載されており、かつ、契約期間が有効なもの）
11. 遺言執行者	評価・公課	●選任審判書（選任されたことが確認できる書類）
12. 相続財産管理人・成年後見人・保佐人・補助人・破産管財人・保全管理人	評価・公課	●選任されたことが確認できる書類（登記事項証明書等） ※ 保佐人・補助人は、代理行為目録に財産の管理（公租公課）がある場合に限る。
13. 不在者財産管理人	評価・公課	●審判書謄本（選任されたことが確認できる書類）
14. 税理士	評価・公課	●税理士法第30条の規定に基づく職務代理権限証書
15. 判決による登記申請者	評価	●確定した判決の正本及び判決の確定証明書